

平成 19 年 2 月
防 衛 省

防衛省組織令等の一部を改正する政令案のうち
自衛隊法施行令第 127 条の改正部分概要

1 趣旨

平成 19 年 3 月に新編予定の陸上自衛隊中央即応集団に関し、必要な事項を定めるもの。

2 一部改正の概要

自衛隊が防衛出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合に、都道府県知事に対し物資の収用等の要請を行うことができる（事態に照らし緊急を要すると認めるときは自らこれを行うことができる）者として、陸上自衛隊中央即応集団司令官を追加する。

3 根拠法令

自衛隊法第 103 条第 1 項本文及びただし書並びに同条第 2 項

4 施行期日

平成 19 年 3 月 28 日